

カバードワラント・外国カバードワラントに関する説明書

この説明書は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、カバードワラントの商品特性・取引に伴う損失の危険性（リスク）について説明するために交付する「契約締結前交付書面」です。

カバードワラントの取引にあたっては、本説明書、銘柄一覧・外国証券情報、その他資料を十分お読みください。お客様は、カバードワラントの性質、潜在的な損失の可能性及び本説明書の内容について十分にご理解しない限り、カバードワラントの取引を行うべきではありません。

○ カバードワラントとは

カバードワラントは、オプションを表象する有価証券です。オプションとは、有価証券の買付又は売付等いずれかをする権利（義務ではありません）をいい、基本型としては、コールオプション（買い付ける権利）とプットオプション（売り付ける権利）の二つのタイプがあります。

カバードワラントは、一般的には原資産とは無関係の企業（金融機関、証券会社等）により発行されます。なお、外国の企業が発行したカバードワラントを、外国カバードワラントといいます。それぞれのカバードワラントには、原資産、権利行使価格、満期日などが定められています。

当社が取り扱うカバードワラントには、原資産の値動きに比べ価格変動が大きいハイレバレッジ型のカバードワラント（例：eワラント）、株価指数を対象原資産として複数のオプションを組合せたカバードワラント（例：ニアピン）、中長期的に対象原資産と似たような値動きをするように設計されたカバードワラント（例：トラッカー、ただし、レバレッジトラッカーは同方向または逆方向に増幅されたような値動きとなります。）があります。各商品の詳しい内容については、ウェブサイト等でご確認ください。

また、当社が取り扱うカバードワラントは証券取引所を経由せずに、当社がお客様の注文をすべてマーケットメイカーに取次ぎ、マーケットメイカーが相手方となって売買を成立させる相対取引です。

○ 手数料について

カバードワラントの新規注文及び決済注文の取引手数料は無料です。なお、お客様の買付価格と売却価格には、価格差（売買スプレッド）があります。

○ カバードワラントの取引に伴う主なリスク

最大損失額

カバードワラントは期限付きの有価証券です。カバードワラントを買い付けた後は、転売するか、満期まで保有することになります。満期まで保有したときは、コールワラントの場合、原資産の価格が権利行使価格以下であれば価値はゼロとなり、また、プットワラントの場合、原資産の価

格が権利行使価格以上であれば価値はゼロとなります。ただし、カバードワラントへの投資による最大の損失額は、その買付に要した金額に限定されます。

価格変動リスク

カバードワラントの価格は、原資産（株式、株価指数、預託証券、通貨連動債、コモディティ連動債など）の価格及びその変動率、カバードワラントの残存期間、金利変動などの要因により変動します。また、原資産の価格が一定のままであったとしても、カバードワラントの価格が変動するときもあります。これらにより、売却価格（又は満期日の価格）が当初投資時の価格を下回り投資元本を割り込むことがあります。カバードワラントの価格変動リスクは、一般的には原資産よりも高いため、損失を被る可能性も高くなり、残存期間が短ければ短いほど価格変動リスクが高くなります。

また、カバードワラントの価格は原資産のボラティリティ（変動率）の変動およびマーケットメイカーの参照価格の設定によっては原資産の値動きと連動しないことがあります。ボラティリティおよび参照価格は市場動向等からマーケットメイカーが設定します。

信用リスク

カバードワラントを発行する会社（eワラント・ファンド）や原資産の発行者の経営・財務状況の変化、それに対する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

カバードワラントを発行する会社が倒産などの事態に陥った場合、カバードワラントの権利に係る対価の一部又は全部が支払われない可能性があります。eワラント・ファンドは格付を取得する予定はありません。

流動性リスク

カバードワラントの売買に応じる証券業者等（マーケットメイカー）は、通常の市場環境において売り気配、買い気配を提示します。気配値はあくまで取引を行う際の参考とするためのものであり、必ずしも提示されている価格で取引が行われるとは限りません。また、原資産の取引が停止されている場合等は、カバードワラントの取引が行えない場合があります。

マーケットメイカーの売買システムの故障、通信回線の障害、停電その他の事由によりカバードワラントの取引が行えない場合があります。

税務に関するリスク

カバードワラントの取引に係る税制上の取扱いは、雑所得として申告分離課税の対象となります。また、カバードワラントに関する税制上の取扱いが変更された場合、変更の内容により利益又は不利益を被ることがあり得ます。

為替変動リスク

外貨建ての原資産（例：米国株式）を対象とした円建てのカバードワラントの取引を行う場合には、為替変動リスクを考慮する必要があります。たとえ外貨建て原資産の価格が変動しなくても、為替が変動することにより、カバードワラントの価格が変動する場合があります。

ニアピンに関するリスク

ニアピンの最大受取可能額である最大満期決済金額は、1 ワラント当たり 100 円に設定されており、この点においてコールワラント及び、プットワラントとは異なります。

同一の満期日を持つニアピンを複数保有することによって、一般に満期日に受け取る金額の期待値は上昇しますが、期待リターンは低下します。また同一満期日を持つ全ての種類のニアピンを購入しても、一般に投資金額の全てを回収することはできない可能性があります。これは、対象原資産の変動可能範囲をすべてカバーしていないことに加え、ニアピンの売値と買値の差や、税金等のコストが考慮されていないためでもあります。

ニアピンのデルタはコールワラントあるいはプットワラントとは異なり、正の値も負の値も取ります。また一般に、デルタの変化が大きく、例えば対象原資産の価格が大きく動いた場合にはワラントレバレッジ（実効ギアリング）から想定される以上の値動きとなる可能性があることに注意が必要です。

ニアピン e ワラントの最終販売日は e ワラントとは異なり、満期日の 2 営業日前までとなります。また満期日の前営業日は 15 時まで買取のみが行われ、それ以降には取引できないことに特に注意が必要です。

トラッカーに関するリスク

トラッカーは、対象原資産である株価指数、通貨連動債、コモディティ連動債等の価格変動や為替相場(対象原資産が国外のものの場合)など様々な要因が価格に影響を与える有価証券です。このため、投資元本の保証がなく、損失が生じる恐れがあります。トラッカーの価格は、e ワラントに比べると一般に対象原資産の価格により近い動きをします（ただし、レバレッジトラッカーは同方向または逆方向に増幅されたような値動きとなります）が、任意の二時点間において対象原資産の価格に連動するものではありません。また、金利水準、満期日までの予想受取配当金及び対象原資産の貸株料等の変動によって、対象原資産に対する投資収益率の前提が変化した場合に、トラッカーの価格も影響を受けます。

カバードワラント取引は、金融商品取引法第37条の6の規定は適用されず、クーリング・オフの対象にはなりません。

○ カバードワラント取引に必須の基礎知識（主な用語）

コールオプション（コールワラント）

コールオプションとは、その所有者が「ある決められた日に（までに）」、「ある決められた価格」で特定の前資産を買い取るか、またはその本源的価値を現金で受け取る権利を保持できるオプションをいいます。

プットオプション（プットワラント）

プットオプションとは、その所有者が「ある決められた日に（までに）」、「ある決められた価格」で特定の前資産を売り付けるか、またはその本源的価値を現金で受け取る権利を保持できるオプションをいいます。

原資産

原資産とは、カバードワラントのベースとなる金融商品をいい、それには株価指数、株式、債券などがあります。原資産に係る配当等は受け取れません。

存続期間

すべてのカバードワラントには、前もって定められた存続期間が決められています。つまり、「ある決められた日」とは存続期間の最終日（カバードワラントによって設定が異なります。）にあたり、満期日又は権利行使日といいます。存続期間は、当初1ヵ月から18ヵ月程度となっています。なお、カバードワラントの満期日又は権利行使日と最終売買日は異なります。各カバードワラントの満期日、権利行使日、最終売買日などは、パンフレット、FAQ等でご確認ください。

権利行使

権利行使のタイプには、アメリカンタイプとヨーロピアンタイプの二つがあります。アメリカンタイプは、満期日までの間ならいつでも権利を行使することができ、ヨーロピアンタイプは、存続期間の最終日（カバードワラントによっては、その翌営業日となるものもあります）にのみ権利を行使することができます。なお、当社で取り扱うカバードワラントは、全てヨーロピアンタイプで満期時には権利行使が自動的に行われます。

権利行使価格

「ある決められた価格」を権利行使価格といいます。コールワラントを例にとると、存続期間の最終日（カバードワラントによっては、その翌営業日となるものもあります）に原資産の価格が権利行使価格を上回っていた場合、利益が発生します。権利行使価格を下回っている場合は、カバードワラントの価値はゼロとなります。

損益分岐点

権利行使日まで保有した場合、損益の分岐点は、コールワラントの場合、権利行使価格に当初投資金額（購入額、購入手数料等）を加えた値となります。プットワラントの場合、権利行使価格から当初投資金額（購入額、購入手数料等）を差し引いた値となります。

なお、実際の計算においては、各カバードワラントの1ワラントあたり原資産数（乗数）を考慮する必要があります。

本源的価値

カバードワラントの価格は、本源的価値と時間的価値の二つで構成されます。コール型の場合には参照原資産価格（カバードワラントの価格形成に用いられている対象原資産の価格）が権利行使価格より高くなっている場合の参照原資産価格と権利行使価格の差額分、プット型の場合には参照原資産価格が権利行使価格より安くなっている場合の参照原資産価格と権利行使価格の差額分のことをいいます。参照原資産価格に変化がなかった場合には本源的価値は変化しません。

時間的価値

カバードワラントの現在価格のうち、その本源的価値を上回っている部分に相当する金額を時間的価値といいます。時間的価値は満期日が近づくにつれて低減し、満期日の頃には完全に消滅します。これは、期待通りに原資産の価格が推移する可能性は、1日毎に少なくなるからです。

1ワラントあたり原資産数（乗数）

カバードワラントとそのベースとなっている原資産とを交換する割合であり、1カバードワラントがどれだけの数量の原資産を買い取る（売れる）権利を表しているかを示す値です。原資産が分割された場合、1カバードワラントあたり原資産数と権利行使価格が調整されます。なお、当社で取り扱うカバードワラントは、保有数量が原資産の1売買単位相当になっても、原資産に交換することはできません。

イン・ザ・マネー

本源的価値が、正の値である状態をいいます。コールワラントの場合には、原資産の価格が権利行使価格を上回った状態で、プットワラントの場合には、原資産の価格が権利行使価格を下回った状態をいいます。この状態で満期日を迎えると収益が得られることとなります。

アット・ザ・マネー

権利行使価格が、原資産の現在価格におよそ等しい状態をいいます。コールワラント、プットワラントのいずれの場合にもあてはまるものです。

アウト・オブ・ザ・マネー

コールワラントの場合には、原資産の価格が権利行使価格を下回っている状態をいいます。プットワラントでは、原資産の価格が権利行使価格を上回っている状態です。この状態にあるカバードワラントの本源的価値はゼロなので、その価格は時間的価値そのものです。したがって、満期日には価値はありません。コールワラント、プットワラントとも、アウト・オブ・ザ・マネーになればなるほど、つまり原資産の価格が行使価格から乖離すればするほど、カバードワラントと原資産との連動性は薄れ（デルタ値が低くなり）ます。

このようなディープ・アウト・オブ・ザ・マネーのカバードワラントの場合、原資産価格の変動によるカバードワラント価格への影響は相対的に小さくなります。このため、原資産の価格が期待した方向にかなり動いたとしても、カバードワラントの価格はほとんど変動しないことが多くあります。

また、一般的に、ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの状態にあるカバードワラントの価格は、著しく下落しているはずですが、低価格のカバードワラントは、満期日においてイン・ザ・マネーで終わる可能性が極めて低い（カバードワラントの価値が消滅するリスクが極めて高い）ことを意味しますのでご注意ください。

デルタ（デルタ値）

カバードワラントの価格は、原資産の価格変動に応じて上下します。デルタを使うと、原資産の価格が1単位変動するのに伴い、カバードワラントの価格がどれだけ変化するかを測定することができます。コールワラントの場合、およそ0.00から1.00の間に、プットワラントの場合およそ0.00からマイナス1.00の間に位置します（パーセントで表示される場合もあります）。あるコールワラントのデルタが0.50だとすると、原資産の価格が1上昇する毎にコールワラントの価格が0.50上昇することを意味します。逆に原資産の価格が1下落したときは、0.50下落することになります。また、プットワラントの場合は、コールワラントの場合とは逆方向に作用します。（コールワラント、プットワラントのいずれの場合も1ワラント当たり原資産数（乗数）を勘案する必要があります。）

コールワラントの場合、アット・ザ・マネーにあるときは、一般的にデルタは0.50から0.60程度、アウト・オブ・ザ・マネーにある時は0.50より下になります。デルタ値が低ければ低いほど、原資産の現在の価格が行使価格を下回っていることになります。デルタが0.10程度の場合、カバードワラントの価格は原資産の価格が上昇してもほとんど変化しません。一方、イン・ザ・マネーにある場合は、デルタが1.00に近づいていくので原資産とほぼ足並みを揃えて上昇します。なお、株式ミニ投資型カバードワラントのデルタは、通常1.00に近くなります。

ギアリング

原資産の価格を、原資産に相当するカバードワラントの価格で割ったものです。単純に原資産の価格でカバードワラントがどれだけ買えるかを示しています。レバレッジとも呼ばれます。

プレミアム

原資産の価格と損益分岐点の間の差額を表し、パーセントで表示します。異なったカバードワラント間を比較する場合などに用いられ、以下の計算式で求められます。なお、カバードワラントの価格を単純にプレミアムという場合もありますが、それとは意味が異なります。

$$\frac{\text{権利行使価格} + 1 \text{ 原資産相当のカバードワラントの価格}}{\text{原資産の価格}} - 1$$

ボラティリティ

原資産価格の変動率のことで、通常パーセントで表示されます。カバードワラントの値付けに用いられるボラティリティはマーケットメイカーが市場動向等様々な要素を考慮して算出します。

○ 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてカバードワラント取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、あらかじめ当社ホームページにログイン後、必要事項をお手続きのうえ、カバードワラント取引口座を開設し
- ・**お問い合わせが必要が取引口座の開設にあたっては、**一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、適合性についての審査を行ってお

ります。審査の結果によっては、口座の開設に応じられないこともありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売付け又は買付けの別、注文数量、価格（指値、フィルオアキル等）等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
- ・注文されたカバードワラント取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。また、カバードワラント取引が成立した後、残高の内容をご確認いただくため、当社から定期的に「取引残高報告書」が交付されます。（いずれも電子的方法を含みます。）
- ・この「取引報告書」、「取引残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。
- ・万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリーガルコンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

当社の概要及び本取引に関する連絡先

商号等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号、商品先物取引業者
本店所在地	〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	（「金融商品取引業等業務関連」の苦情や紛争の解決） 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月～金 午前9時～午後5時（祝日等を除く）
資本金	7,495百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999年3月
連絡先	カスタマーサービス部（平日午前8時～午後6時） フリーダイヤル：0120-41-1004 携帯電話から（有料）：03-6739-3333

金融商品取引について発生したトラブル等は、上記の「指定紛争解決機関」（ADR（注）機関）における苦情処理・紛争解決の枠組みを利用することが可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民法上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言います。

（2017年4月）